

# (1) 岩内町新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)概要

## 行動計画策定の目的

新型インフルエンザ等は、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されており、国は、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成25年4月)が施行されました。

特措法に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月)」「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画(平成25年10月)」が策定されています。

岩内町においても、これらの計画との整合性を図りながら、町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び措置等を示した町の行動計画を策定します。

## 町行動計画の構成

I はじめに

1. 国及び北海道における取組
2. 町における取組

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等
5. 対策推進のための役割分担
6. 行動計画の主要7項目
7. 発生段階

III 各段階における対策

未発生期	}	各段階における具体的な対策を、 <b>主要7項目</b> の各項目に対応する形で、記述。
海外発生期		
国内発生早期		
国内感染期		
小康期		

**主要7項目**

- 1 実施体制
- 2 サーベイランス・情報収集
- 3 情報提供・共有
- 4 予防・まん延防止
- 5 予防接種
- 6 医療
- 7 町民生活及び町民経済の安定の確保

### 【新型インフルエンザ等対策実施上の留意点】

- 1 基本的人権の尊重 ..... 町民の権利と自由に制限が加わる場合は、必要最小限となるようにします。
- 2 危機管理としての特措法の性格 ..... 緊急事態措置は、どのような場合でも講じるものではありません。
- 3 関係機関相互の連携協力の確保 ..... 道対策本部と緊密な連携を図ります。
- 4 記録の作成・保存 ..... 町対策本部における対応は、記録を作成・保存・公表します。

### 【町の新型インフルエンザ等発生時の被害想定等】

- 感染者数 3,500人(人口の25%)
- 受診者数 1,428人～2,746人
- 入院患者数(中等度・重度) 59人・222人
- 死亡者数(中等度・重度) 19人・70人

※ 上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の影響(効果)、現在の医療体制等を一切考慮していない。